

3長行（個審）第2号
令和3年9月30日

長久手市長 吉田 一平 殿

長久手市個人情報保護審査会



個人情報部分開示決定についての審査請求について（答申）

令和3年7月12日（3長行第147号）付で諮問のありました下記の件
について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 3長行（個審）第2号

(別紙)

諮問番号：3長行（個審）第2号

答 申

1 審査会の結論

- (1) 本件審査請求にかかる処分のうち、別表に掲げる不開示情報1を不開示とした処分は、妥当ではなく、開示すべきである。
- (2) 本件審査請求にかかる処分のうち、別表に掲げる不開示情報2を不開示とした処分は、妥当である。

2 審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 審査請求の趣旨

令和3年6月28日付け個人情報部分開示決定を取り消す。

イ 審査請求人の主張の要旨

開示しない理由に反対する。市民の個人情報を大事にしてほしい。

(2) 諮問実施機関の説明の要旨

ア 令和3年6月28日付け個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）において一部不開示となった対象文書は、特定の弁護士による住民基本台帳法第12条の3第2項等に基づく申し出としての、住民票の写し等職務上請求書（以下「本件文書」という。）であり、当市は、このうち、「利用目的」「利用目的の内容」「業務の種類」「請求者」「番号欄」を非開示とした。本件文書は、審査請求人を含む世帯の住民票（住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明事項に加え、世帯主についてその旨、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍又は国籍・地域、その他（マイナンバーを除く全事項）の記載を含むもの）について、交付請求を行ったものである。

イ 「利用目的」「利用目的の内容」「業務の種類」及び「請求者」については、その内容を開示した場合、特定の弁護士が、訴訟手続等業務の種類に応じた準備を行っていることが、審査請求人に判明することとなる。

審査請求人は、特定の弁護士やその依頼者、及び紛争の内容を既に知っていることがあるところ、これらの事実が判明すれば、事前に紛争に対する準備等を行う、弁護士や依頼者にこれらの業務を行わないよう接触する等のおそれがある。弁護士が扱う業務においては、密行性が要求されるものもあることから、このような事態となれば、交付請求を

行った弁護士の特権利益を害するおそれがある。

また、通常、弁護士は、依頼者との関係において守秘義務を負っており、これらを開示した場合、依頼者との間の信頼を不当に損なうおそれがある。

よって、これらの情報は、長久手市個人情報保護条例第17条第3号「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

ウ また、職務上請求書の通し番号は、日本弁護士連合会において、同書式を購入した者を特定するために付されている番号であり、これを開示し、かつ、審査請求人が、日本弁護士連合会に確認すれば、請求者が特定されるおそれがあり、請求者が特定されれば、上記イと同様のおそれがある。

3 調査審議の経過

- (1) 令和3年7月12日 諮問
- (2) 令和3年7月14日 口頭意見陳述申立・反論書の照会
- (3) 令和3年7月26日 口頭意見陳述申立期限
個人情報保護審査会（審議）
- (4) 令和3年7月30日 反論書提出期限
- (5) 令和3年8月3日 陳述依頼
- (6) 令和3年8月10日 保有個人情報の開示に関する意見書受付
- (7) 令和3年8月16日 陳述依頼（追加）
- (8) 令和3年8月18日 回答書受付
- (9) 令和3年9月2日 個人情報保護審査会（審議）
- (10) 令和3年9月30日 個人情報保護審査会（審議・答申）

4 審査会の判断の理由

(1) 本件文書について

本件文書は、特定の弁護士が、住民基本台帳法第12条の3第2項等に基づく申し出として提出した、住民票の写し等職務上請求書である。

(2) 審査会における調査

ア 当審査会は、長久手市個人情報保護条例第45条第1項に基づき、諮問実施機関に対し当該文書の提示を求め、内容を見分した。

イ また、本件では、本件処分前に、同条例第24条第1項に基づく第三者に対する意見書提出の機会の付与が行われていないことに鑑み、同

条例第45条第4項に基づき、本件公文書の作成者に対し、書面による陳述の依頼を行った。

(3) 審査会の判断

ア 不開示情報1 (①利用目的②請求者(職印以外) ③番号(本件公文書の通し番号))

(ア) 本件文書のうち、①利用目的については、依頼者が、「自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者」「国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者」「その他、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」の3つの選択肢のうち、依頼者について該当するものをチェックする欄である。これについては、選択肢も抽象的であるし、本件において、この点を開示することによって、請求者たる弁護士の正当な利益を害するおそれがある事情は認められなかった。

(イ) ②請求者(職印以外)は、具体的には、請求者の所属弁護士会、事務所住所、事務所名、電話番号、ファクシミリ番号、弁護士名、登録番号であるところ、これらの情報は、一般的に公表されており、かつ、弁護士に住民票の写し等の職務上請求を行う権限があることは、住民基本台帳法上明確である。また、本件において、この点を開示することによって、請求者たる弁護士の正当な利益を害するおそれがある事情は認められなかった。

(ロ) ③番号(本件公文書の通し番号)は、住民票の写し等職務上請求書日本弁護士連合会統一様式における通し番号であって、日本弁護士連合会が管理しているものであるところ、この情報を開示しても、統一様式の購入者が容易に判明するものではなく、判明したところで、上述の通り、請求者の氏名を開示することが、弁護士の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本件において、この点を開示することによって、請求者たる弁護士の正当な利益を害するおそれがある事情は認められなかった。

(ハ) よって、①利用目的②請求者(職印以外) ③番号(本件公文書の通し番号)については、不開示の決定は妥当ではなく、開示することが相当である。

イ 不開示情報2 (④利用目的の内容⑤業務の種類⑥請求者の職印)

(ア) ④利用目的の内容⑤業務の種類

a ④利用目的の内容は、利用目的をより詳細に記載するものであり、一般に、この点を明らかにすると、依頼者が請求者たる弁護士に依頼している事項が判明する。また、⑤業務の種類は、請求人た

る弁護士が依頼者から受任している事件又は事務についての業務を記載するものであり、同じくこの点を明らかにすると、依頼者が請求者たる弁護士に依頼している事項が判明するほか、依頼者の氏名を推測できてしまうこともあり得る。

- b 通常、誰がどのような理由で弁護士に依頼したかは、依頼者にとって、他人に知られたくない情報である。また、例えば司法における各種の保全措置においては、債務者の知るところになる前に債権者が裁判所の手続きを利用して措置をとることが可能である等、手続きの密行性に配慮した制度設計になっている。そのため、依頼者とその目的が知られることは、依頼者の適正な権利行使に支障となるおそれがある。

また、弁護士は法律上守秘義務（弁護士法第23条）を負っており、かつ、弁護士職務基本規程第21条の「依頼者の権利及び正当な利益を実現する」ことが弁護士の使命とされている。そのことを考慮すると、依頼者とその目的が知られることにより、依頼者の権利及び正当な利益を害し、弁護士と依頼者との信頼関係を損なうことは、ひいては、弁護士の事業活動に支障を及ぼし、弁護士の正当な権利利益を侵害するとも考えられる。

よって、一般には、④利用目的の内容、及び⑤業務の種類の開示については、依頼者の適正な権利行使の支障となるのみならず、長久手市個人情報保護条例第17条第3号に規定している請求者たる弁護士の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する可能性が高い情報と考えられる。

- c 他方で、住民票の写し等職務上請求書は、請求に係る者の住民票の写しを、誰が、どのような理由で請求したかという、請求に係る者に関する個人情報である。

長久手市個人情報保護条例は、市の機関により個人情報の利用が拡大していることに鑑み、市の機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として定められているもので、個人の情報が適正に保有されているか等の確認ができるよう、個人情報開示制度を設けている。また、個人情報の開示請求権は、プライバシー権やそれに含まれる自己情報コントロール権を具体化したものと捉えられることもあり、個人情報の利用が著しく拡大している現代社会においては、非常に重要な権利である。

この点、住民票の写しには、請求に係る者の世帯に関する情報が記載されているため、請求に係る者が、個人情報開示請求によって、住民票の写しを誰がどのような理由で請求したかを知り、住民基本台帳法第12条の3第2項等に照らし適法な請求であるか等を確認することは、上記のような個人情報保護の重要性からすると、十分尊重されるべきである。

d 以上からすれば、長久手市個人情報保護条例第17条第3号アによって不開示とすることが相当か否かについては、弁護士による住民基本台帳法第12条の3第2項等に基づく申出として提出された住民票の写し等職務上請求書であるからといって一律に不開示とすることは妥当でなく、事案ごとに、個別具体的に判断するのが相当である。

e 当審査会においては、上述のとおり、本件文書を見分し、かつ、請求人たる弁護士に照会し、具体的な依頼事項を前提に、これらを開示することが、弁護士の正当な利益を害するおそれがあるものかどうか検討を行った。

その結果、本件の具体的事情のもとでは、利用目的の内容及び業務の種類を開示すると、「当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められた。

f 以上のことから、本件文書につき、④利用目的の内容、⑤業務の種類については、開示しないことが妥当と判断した。

(イ) ⑥請求者の職印

請求者の職印は、弁護士が真正に本件文書を作成したことを示すために押印されているものであるところ、これを開示すると、複製・偽造等のおそれが否定できず、請求者たる弁護士の正当な利益を害するおそれがあると判断した。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求にかかる処分のうち、別表に掲げる不開示情報1は開示すべきであり、別表に掲げる不開示情報2を不開示とした処分は、妥当であると判断した。

5 答申に関与した委員の氏名

岩崎友就委員、土方義信委員、神下美輝子委員、戸田正彦委員、水谷泰子委員

不開示情報 1	不開示情報 2
<p>①利用目的</p> <p>②請求者（職印以外）（請求者の所属弁護士会、事務所住所、事務所名、電話番号、ファクシミリ番号、弁護士名、登録番号）</p> <p>③番号（本件文書の通し番号）</p>	<p>④利用目的の内容</p> <p>⑤業務の種類</p> <p>⑥請求者の職印</p>